

一般社団法人園芸学会 国際交流基金取扱規程

(総則)

第1条 一般社団法人園芸学会（以下「本会」という。）は園芸学分野の国際交流活動を推進するために「国際交流基金」（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の定義)

第2条 基金は任意団体たる園芸学会（以下「旧会」という。）を解散し、法人たる本会を設立するにあたり、旧会の国際交流基金の残余財産をもって法人設立時に統合したものである。

(使用目的)

第3条 基金は、別に定める「一般社団法人園芸学会国際交流助成事業規程」に従い、本会の国際交流活動に必要な費用の助成を行う。
2 その支出は本会理事会の決議を経て行う。

(積立)

第4条 本会に寄せられた個人や団体からの寄付金などの一時的な収入、および本会の一般会計の一部を基金に繰入れることができる。なお、基金は特定資産として取り扱う。
2 一般会計からの繰入は、理事会の決議を経て行う。

(報告)

第5条 基金の使用実績及び基金の財務状況については、収支決算に基づいて、本会理事会の承認を得て、社員総会へ報告するものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、本会理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、平成2015年3月7日より施行する。